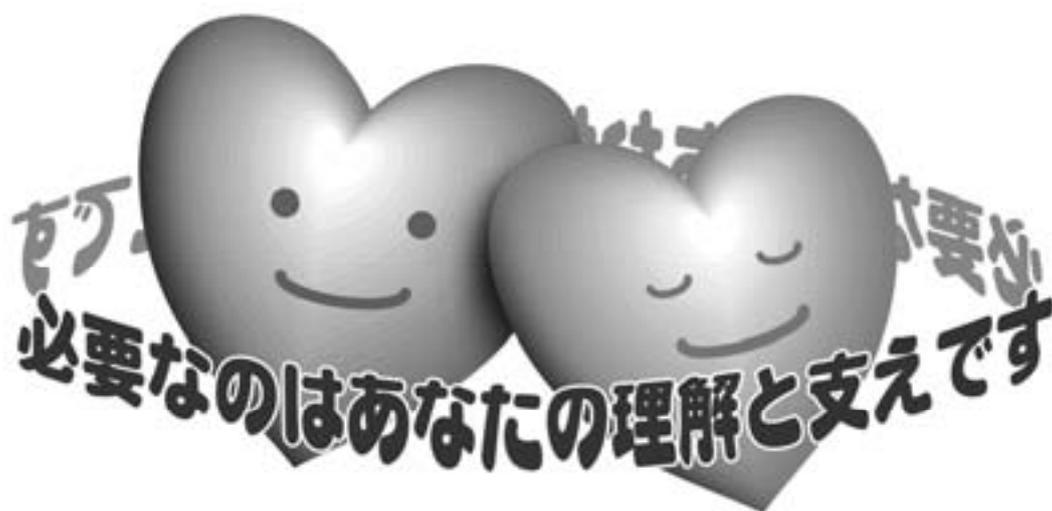


犯罪被害者を地域で支える ボランティア養成講座

第 2 回

「犯罪に巻き込まれた被害者の心理」

静岡県臨床心理士会 事務局長
神部 英子 氏



犯罪に巻き込まれた被害者の心理

静岡県臨床心理士会 神部 英子

1. さまざまな犯罪被害

殺人
傷害
交通事故
性犯罪
DV
虐待
盗難
詐欺

2. 被害者もさまざま

被害者本人
家族
目撃者
友人 知人

3. 被害の多様性

身体的被害
経済的被害
精神的被害

4. 被害の経過を追って

◇被害直後（超混乱期）

すさまじい恐怖
無力感
マヒ状態 感覚の異常 冷静な判断ができない

◇とにかくやることはやらねばの時期（混乱期）

司法解剖等被害者に対する調査
警察の事情聴取
身体の治療
葬儀
マスコミの取材
損害の修復
家事、他の家族の生活もある

◇体への影響

ケガ、病気

疲労

睡眠障害 食欲不振

心身症

免疫機能不全

頭痛 肩こり

◇急性ストレス反応 ASD (Acute Stress Disorder) 資料1参照

◇PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) 資料2参照

◇心への影響 (さまざまな感情がわいてくる)

否認

怒り

悲嘆

無力感

抑うつ感

自責感

罪悪感

恥辱感 屈辱感

過剰な警戒心 恐怖心

疎外感

焦燥感

復讐心

未来への希望がなくなる

自信がなくなる

他人への信頼感がなくなる

◇二次被害 被害そのものだけでなく、周りの人や社会の言葉に傷つく

警察、検察等の司法機関

医療関係者

マスコミの取材、報道の内容

近隣のうわさ

家族の態度

◇三次被害 家庭生活、社会生活に支障をきたす

転居

失業 転職

5. 被害者が回復するためにすべきこと

◇混乱しているときには

安全の確保

日常生活を取り戻すための生活支援

孤独感、無力感に対する支援

◇混乱が収まってきたころ

服喪追悼を行う

カウンセリング

自助グループへの参加

◇さらに回復を求めて

公の場で被害体験を語る

犯罪行為に対する怒りを建設的な形で表す

6. 支援者の姿勢

被害者を批判したり、非難したりしない

被害者の感情、経験を共感を持って受け止める

被害者の意見、選択を尊重する

支援者は救済者ではない（被害者に代わってやってあげる人ではない）という姿勢で被害者が自律を取り戻せるように力づける

7. 支援者への支援も必要になる

代理受傷 逆転移 燃え尽き 疲労 ストレスに対策を考える

スーパービジョンも必要

個人で対応せずチームで当たる

参考文献

諸沢英道編：トラウマから回復するために 1999 講談社

小西聖子：犯罪被害者の心の傷 1996 白水社

小西聖子：犯罪被害者遺族 1998 白水社

小西聖子編著：犯罪被害者のメンタルヘルス 2008 誠信書房

藤森和美編：被害者のトラウマとその支援 2001 誠信書房

大久保恵美子：犯罪被害者支援の軌跡 2001 少年写真新聞社

河原理子：犯罪被害者 1999 平凡社

酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也：犯罪被害者とは何か 2004 ミネルヴァ書房

門田隆将：なぜ君は絶望と闘えたのか 本村洋の3300日 2008 新潮社

小林美佳：性犯罪被害にあうということ 2008 朝日新聞出版

犯罪被害実態調査研究会：犯罪被害者実態調査報告書 2003

資料 1

次のような場合は、ASD(急性ストレス障害)の症状であるとされています。

ASDの診断基準

A. その人は、以下の2つがともに認められる外傷的な出来事にさらされたことがある。

(1) 実際の死や死の脅威、または深刻な負傷、もしくはそれらを生じるおそれ、あるいは自分自身もしくは他者の身体保全に対して脅威となる出来事を体験したり、目撃したり、そのような事態に直面した。

(2) その人の反応が、極度の恐怖、無力感、絶望を伴うものであった。

B. 苦痛な出来事を体験している間またはその後、以下の症状の3つ(またはそれ以上)がある。

- (1) 麻痺感や孤立感や感情鈍麻を自覚している
- (2) 自分の周囲に対する注意の減弱(例えば:ぼうつとしている)
- (3) 現実感消失
- (4) 離人症
- (5) 解離性健忘(すなわち、外傷の重要な場面の想起不能)

C. 外傷的な出来事は、少なくとも以下の1つの様式で再体験され続けている。
反復するイメージ、思考、夢、錯覚、フラッシュバックのエピソード、またはもとの体験を再体験する感覚、または外傷的な出来事を想起されるものに暴露されたときに生じる苦痛。

D. 外傷を想起させる刺激(例: 思考、感情、会話、活動、場所、人物)の著しい回避。

E. 強い不安症状または覚醒亢進(例: 睡眠障害、イライラや怒りの爆発、注意集中困難、過剰警戒、過度の驚愕反応、運動性不安)

F. 障害のために、臨床的に顕著な苦痛が生じていたり、社会的、職業的、あるいはその他の重要な領域で機能を失っている。もしくは、トラウマ体験を家族に話すことで、必要な助けを得たり、人的資源を動員するという様な必須課題を遂行する能力を損なっている。

G. 障害は最低2日間最大4週間持続し、外傷的な出来事の後4週間以内に起こっている。

H. 障害が物質(例: 乱用薬物、投薬)または一般身体疾患の直接的な生理学的作用によるものでなく、短期精神病性障害ではうまく説明されず、すでに存在していた第1軸あるいは第2軸の障害の単なる悪化でもない。

* DSM-IVによる診断基準です。

* DSM-IVとはアメリカ精神医学会による「精神疾患による診断統計要覧(第四版)」のことである。

心の病に関する診断基準は文化や国さらに学派間で異なっており、似通った状態像でも違う名称が付けられることも珍しくないことから、国際的に用いることのできる診断基準・診断分類を作成し、状態像や発生頻度の国際的比較を可能にしようという意図によるものである。

* PTSD(心的外傷後ストレス障害)のページ *

<http://www.sohot.gr.jp/~ptsd/index.htm>

急性ストレス障害(Acute Stress Disorder)

医師が行う正式な診断基準で、自己診断ではありません。

PTSD (外傷後ストレス障害) 診断基準

- A. その人は、以下の2つがともに認められる外傷的な出来事に暴露されたことがある。
- (1)実際にまたは危うく死ぬまたは重症を負うような出来事を、1度または数度、あるいは自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
 - (2)その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。
注：子供の場合はむしろ、まとまりのないまたは興奮した行動によって表現されることがある。
- B. 外傷的な出来事が、以下の1つ(またはそれ以上)の形で再体験され続けている。
- (1)出来事の反復的、侵入的、苦痛な想起で、それは心像、思考、または知覚を含む。
注：小さい子供の場合、外傷の主題または側面を表現する遊びを繰り返すことがある。
 - (2)出来事についての反復的で苦痛な夢
注：子供の場合は、はっきりとした内容のない恐ろしい夢であることがある。
 - (3)外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする(その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、および解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時または中毒時に起こるものを含む)。
注：小さい子供の場合、外傷特異的な再演が行われることがある。
 - (4)外傷的な出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合に生じる、強い心理的苦痛
 - (5)外傷的な出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性
- C. 以下の3つ(またはそれ以上)によって示される、(外傷以前には存在していなかった)外傷と関連した刺激の持続的回避と、全般的反応性の麻痺:
- (1)外傷と関連した思考、感情、または会話を回避しようとする努力
 - (2)外傷を想起させる活動、場所または人物を避けようとする努力
 - (3)外傷の重要な側面の想起不能
 - (4)重要な活動への関心または参加の著しい減退
 - (5)他の人から孤立している、または疎遠になっているという感覚
 - (6)感情の範囲の縮小(例：愛の感情を持つことができない)
 - (7)未来が短縮した感覚(例：仕事、結婚、子供、または正常な寿命を期待しない)
- D. (外傷以前には存在していなかった)持続的な覚醒亢進症状で、以下の2つ(またはそれ以上)によって示される。
- (1)入眠、または睡眠維持の困難
 - (2)いらだたしさまたは怒りの爆発
 - (3)集中困難
 - (4)過度の警戒心
 - (5)過剰な驚愕反応
- E. 障害(基準B、C、およびDの症状)の持続期間が1カ月以上
- F. 障害は、臨床的に著しい苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。
- ▶ 該当すれば特定せよ
急性 症状の持続期間が3カ月未満の場合
慢性 症状の持続期間が3カ月以上の場合
- ▶ 該当すれば特定せよ
発症遅延 症状の発現がストレス因子から少なくとも6カ月の場合

資料 3

1) 事件直後の精神状態や感情 2) 事件後の出来事及びそれに対する被害認識
 犯罪被害者実態調査報告書による (平成15年12月)

対象者: 平成10年から12年における犯罪の被害者(遺族を含む)

調査法: 郵送による質問紙法(事前に各都道府県警察より協力依頼をした)

回収数: 被害者遺族 213 (74.2%) 身体犯被害者 224 (62.6%)

図表1-2: 事件直後の精神状態や感情(被害者遺族)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どち らと もい えない	少し あつた	非常 にあつた	なかつた	あつた	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	
不安だった	179	1.1	1.7	4.5	7.8	84.9	2.8	92.7	34
恥ずかしかった	171	45.0	8.8	18.7	14.6	12.9	53.8	27.5	42
誰かにそばにいてほしかった	177	7.3	7.9	15.8	15.3	53.7	15.2	69.0	36
自分を責めた	176	14.2	6.8	11.9	29.0	38.1	21.0	67.1	37
運が悪いと思った	171	14.6	4.7	23.4	13.5	43.9	19.3	57.4	42
人に会いたくなくなった	172	14.5	15.1	14.5	18.0	37.8	29.6	55.8	41
どこかにいってしまいたいと思った	172	30.2	12.8	14.5	11.0	31.4	43.0	42.4	41
驚いた、信じられないと思った	195	1.0	0.5	2.1	3.1	93.3	1.5	96.4	18
妙に自分が冷静だと思った	174	21.3	10.3	31.6	16.7	20.1	31.6	36.8	39
痛みや感情を感じなかった	173	25.4	4.6	24.9	8.1	37.0	30.0	45.1	40

図表1-11: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識(被害者遺族)

		事実の有無			事実に対する認識					(再掲)		無回答
		合計	事実 あつた	事実 なかつた	合計	被害の 一部と は全く 思わな い(1)	被害の 一部と はあま り思わ ない(2)	どち らと も言 えない (3)	被害の 一部と あつた と思 う(4)	被害の 一部と あつた と思 う(5)	被害 と思 わな い(1)+(2)	
近所の人や通行人に異な目で見られた	N 184 % 100.0	97 52.7	87 47.3	84 100.0	7 8.3	3 3.6	9 10.7	20 23.8	45 53.8	10 11.9	65 77.4	13
転居した	N 170 % 100.0	43 25.3	127 74.7	36 100.0	4 11.1	1 2.8	3 8.3	3 8.3	25 69.4	5 13.9	28 77.7	7
職場で配置転換があつた	N 155 % 100.0	18 11.6	137 88.4	17 100.0	5 29.4	1 5.9	3 17.6	2 11.8	6 35.3	6 35.3	8 47.1	1
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N 189 % 100.0	75 44.4	94 55.6	69 100.0	5 7.2	1 1.4	4 5.8	13 18.8	46 66.7	6 8.6	59 85.5	6
精神的ショックを受けた	N 191 % 100.0	187 97.9	4 2.1	151 100.0	7 4.6	0 0.0	1 0.7	12 7.9	131 86.8	7 4.6	143 94.7	36
家族のまとまりが乱れた	N 172 % 100.0	64 37.2	108 62.8	54 100.0	3 5.6	1 1.9	2 3.7	12 22.2	36 66.7	4 7.5	48 88.9	10
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N 168 % 100.0	57 33.9	111 66.1	52 100.0	3 5.8	4 7.7	5 9.6	17 32.7	23 44.2	7 13.5	40 78.9	5
身体の不調をきたした	N 175 % 100.0	129 73.7	46 26.3	108 100.0	3 2.8	0 0.0	4 3.7	21 19.4	80 74.1	3 2.8	101 93.5	21
生活が苦しくなった	N 177 % 100.0	81 45.8	96 54.2	66 100.0	1 1.5	1 1.5	6 9.1	17 25.8	41 62.1	2 3.0	58 87.9	15
治療費などで経済的な負担がかつた	N 170 % 100.0	50 29.4	120 70.6	38 100.0	2 5.3	1 2.6	5 13.2	6 15.8	24 63.2	3 7.9	30 79.0	12
マスコミから取材や報道を受けた	N 183 % 100.0	108 59.0	75 41.0	88 100.0	5 5.7	2 2.3	8 9.1	8 9.1	65 73.9	7 8.0	73 83.0	20
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあつた	N 183 % 100.0	67 36.6	116 63.4	54 100.0	5 9.3	3 5.6	5 9.3	5 9.3	36 66.7	8 14.9	41 76.0	13
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 193 % 100.0	178 92.2	15 7.8	136 100.0	10 7.4	5 3.7	11 8.1	26 19.1	84 61.8	15 11.1	110 80.9	42
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 182 % 100.0	132 72.5	50 27.5	102 100.0	13 12.7	4 3.9	9 8.8	16 15.7	60 58.8	17 16.6	76 74.5	30
裁判所の手続で対応を求められることがあつた	N 179 % 100.0	75 41.9	104 58.1	59 100.0	6 10.2	2 3.4	5 8.5	10 16.9	36 61.0	8 13.6	46 77.9	16

図表1-3: 事件直後の精神状態や感情(身体犯被害者)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どち らとも いえ ない	少し あつ た	非常 にあ つた	なかつ た	あつ た	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
不安だった	196	3.1	9.7	6.6	19.9	60.7	12.8	80.6	28
恥ずかしかった	187	27.3	14.4	12.8	26.2	19.3	41.7	45.5	37
誰かにそばにいてほしかった	189	15.9	12.2	19.6	19.0	33.3	28.1	52.3	35
自分を責めた	190	40.5	14.2	15.8	17.4	12.1	54.7	29.5	34
運が悪かったと思った	190	10.0	3.7	14.7	27.4	44.2	13.7	71.6	34
人に会いたくなくなった	190	32.1	22.1	14.7	12.6	18.4	54.2	31.0	34
どこかにいってしまいたいと思った	189	55.0	12.2	11.6	10.6	10.6	67.2	21.2	35
驚いた、信じられないと思った	201	6.5	5.0	7.0	22.9	58.7	11.5	81.6	23
妙に自分が冷静だと思った	193	16.1	9.3	26.9	28.0	19.7	25.4	47.7	31
痛みや感情を感じなかった	191	21.5	15.2	12.6	20.9	29.8	36.7	50.7	33

図表1-12: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識(身体犯被害者)

	事実の有無				事実に対する認識						(再掲)		
	合計	事実はあつた	事実はなかつた	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない(1)	被害の一部とはあまり思わない(2)	どちらとも言えない(3)	被害の一部であると少し思う(4)	被害の一部であると非常に強く思う(5)	被害とは思わない(1)+(2)	被害とと思う(4)+(5)	無回答
近所の人や通行人に変な目で見られた	N 187 % 100.0	67 35.8	120 64.2	37	55 100.0	11 20.0	5 9.1	2 3.6	20 36.4	17 30.9	16 29.1	37 67.3	12
転居した	N 184 % 100.0	21 11.4	163 88.6	40	21 100.0	13 61.9	2 9.5	1 4.8	2 9.5	3 14.3	15 71.4	5 23.8	0
職場で配置転換があつた	N 180 % 100.0	26 14.4	154 85.6	44	25 100.0	9 36.0	2 8.0	3 12.0	4 16.0	7 28.0	11 44.0	11 44.0	1
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N 192 % 100.0	98 51.0	94 49.0	32	84 100.0	9 10.7	2 2.4	3 3.6	10 11.9	60 71.4	11 13.1	70 83.3	14
精神的ショックを受けた	N 197 % 100.0	172 87.3	25 12.7	27	136 100.0	4 2.9	3 2.2	2 1.5	30 22.1	97 71.3	7 5.1	127 93.4	36
家族のまとまりが乱れた	N 188 % 100.0	42 22.3	146 77.7	36	36 100.0	10 27.8	1 2.8	2 5.6	10 27.8	13 36.1	11 30.6	23 63.9	6
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N 187 % 100.0	54 28.9	133 71.1	37	45 100.0	9 20.0	5 11.1	3 6.7	12 26.7	16 35.6	14 31.1	28 62.3	9
身体の不調をきたした	N 196 % 100.0	127 64.8	69 35.2	28	98 100.0	8 8.2	2 2.0	1 1.0	16 16.3	71 72.4	10 10.2	87 88.7	29
生活が苦しくなった	N 187 % 100.0	59 31.6	128 68.4	37	48 100.0	7 14.6	4 8.3	2 4.2	8 16.7	27 56.3	11 22.9	35 73.0	11
治療費などで経済的な負担がかかった	N 189 % 100.0	98 51.9	91 48.1	35	80 100.0	5 6.3	3 3.8	1 1.3	11 13.8	60 75.0	8 10.1	71 88.8	18
マスコミから取材や報道を受けた	N 187 % 100.0	62 33.2	125 66.8	37	51 100.0	14 27.5	3 5.9	3 5.9	8 15.7	23 45.1	17 33.4	31 60.8	11
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあつた	N 187 % 100.0	68 36.4	119 63.6	37	57 100.0	9 15.8	3 5.3	6 10.5	7 12.3	32 56.1	12 21.1	39 68.4	11
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 203 % 100.0	195 96.1	8 3.9	21	147 100.0	15 10.2	5 3.4	15 10.2	38 25.9	74 50.3	20 13.6	112 76.2	48
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 192 % 100.0	124 64.6	68 35.4	32	100 100.0	10 10.0	1 1.0	10 10.0	22 22.0	57 57.0	11 11.0	79 79.0	24
裁判所の手続で対応を求められることがあつた	N 188 % 100.0	56 29.8	132 70.2	36	45 100.0	11 24.4	2 4.4	3 6.7	5 11.1	24 53.3	13 28.8	29 64.4	11

図表1-4: 事件直後の精神状態や感情(性犯罪被害者)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どちら ともい えない	少し あつた	非常に あつた	なかつた	あつた	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	
不安だった	112	-	2.7	3.6	8.9	84.8	2.7	93.7	9
恥ずかしかった	112	15.2	8.0	9.8	24.1	42.9	23.2	67.0	9
誰かにそばにいてほしかった	112	5.4	8.0	12.5	8.9	65.2	13.4	74.1	9
自分を責めた	111	24.3	15.3	9.9	20.7	29.7	39.6	50.4	10
運が悪かったと思った	110	1.8	12.7	18.2	21.8	45.5	14.5	67.3	11
人に会いたくなくなった	111	17.1	11.7	18.9	27.9	24.3	28.8	52.2	10
どこかにいってしまいたいと思った	113	28.3	9.7	15.9	16.8	29.2	38.0	46.0	8
驚いた、信じられないと思った	113	1.8	5.3	8.8	11.5	72.6	7.1	84.1	8
妙に自分が冷静だと思った	113	15.9	12.4	25.7	25.7	20.4	28.3	46.1	8
痛みや感情を感じなかった	110	23.6	13.6	35.5	10.0	17.3	37.2	27.3	11

図表1-13: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識(性犯罪被害者)

	事実の有無				事実に対する認識					(再掲)		無回答	
	合計	事実 あつた	事実 なかつ た	無回答	合計	被害の 一部と は全く 思わな い (1)	被害の 一部と はあまり 思わな い (2)	どちら ともい えない (3)	被害の 一部と あると 少し思 う (4)	被害の 一部と あると 非常に 強く思 う (5)	被害と は思わ ない (1)+(2)		被害と 思う (4)+(5)
近所の人や通行人に変な目で見られた	N 113	37	76	8	31	2	0	4	9	16	2	25	6
%	100.0	32.7	67.3		100.0	6.5	0.0	12.9	29.0	51.6	6.5	80.6	
転居した	N 112	27	85	9	22	4	1	4	2	11	5	13	5
%	100.0	24.1	75.9		100.0	18.2	4.5	18.2	9.1	50.0	22.7	59.1	
職場で配置転換があつた	N 111	8	103	10	6	1	0	2	0	3	1	3	2
%	100.0	7.2	92.8		100.0	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	16.7	50.0	
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N 112	45	67	9	38	3	0	2	7	26	3	33	7
%	100.0	40.2	59.8		100.0	7.9	0.0	5.3	18.4	68.4	7.9	86.8	
精神的ショックを受けた	N 115	114	1	6	102	1	0	0	10	91	1	101	12
%	100.0	99.1	0.9		100.0	1.0	0.0	0.0	9.8	89.2	1.0	99.0	
家族のまとまりが乱れた	N 110	23	87	11	21	0	1	4	8	8	1	16	2
%	100.0	20.9	79.1		100.0	0.0	4.8	19.0	38.1	38.1	4.8	76.2	
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N 112	32	80	9	27	2	1	3	11	10	3	21	5
%	100.0	28.6	71.4		100.0	7.4	3.7	11.1	40.7	37.0	11.1	77.7	
身体の不調をきたした	N 111	70	41	10	61	2	0	1	13	45	2	58	9
%	100.0	63.1	36.9		100.0	3.3	0.0	1.6	21.3	73.8	3.3	95.1	
生活が苦しくなった	N 111	33	78	10	26	3	1	0	3	19	4	22	7
%	100.0	29.7	70.3		100.0	11.5	3.8	0.0	11.5	73.1	15.3	84.6	
治療費などで経済的な負担がかつた	N 111	40	71	10	37	3	1	0	10	23	4	33	3
%	100.0	36.0	64.0		100.0	8.1	2.7	0.0	27.0	62.2	10.8	89.2	
マスコミから取材や報道を受けた	N 112	12	100	9	10	3	1	0	1	5	4	6	2
%	100.0	10.7	89.3		100.0	30.0	10.0	0.0	10.0	50.0	40.0	60.0	
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあつた	N 112	50	62	9	42	3	1	5	8	25	4	33	8
%	100.0	44.6	55.4		100.0	7.1	2.4	11.9	19.0	59.5	9.5	78.5	
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 113	111	2	8	96	7	8	10	19	52	15	71	15
%	100.0	98.2	1.8		100.0	7.3	8.3	10.4	19.8	54.2	15.6	74.0	
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 113	76	37	8	68	3	5	8	14	38	8	52	8
%	100.0	67.3	32.7		100.0	4.4	7.4	11.8	20.6	55.9	11.8	76.5	
裁判所の手続で対応を求められることがあつた	N 111	29	82	10	20	2	0	5	1	12	2	13	9
%	100.0	26.1	73.9		100.0	10.0	0.0	25.0	5.0	60.0	10.0	65.0	

図表1-5: 事件直後の精神状態や感情(財産犯被害者)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どちら ともい えない	少し あつた	非常に あつた	なかつた	あつた	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	
不安だった	241	8.7	8.7	6.6	26.1	49.8	17.4	75.9	53
恥ずかしかった	232	36.2	17.2	12.5	24.6	9.5	53.4	34.1	62
誰かにそばにいてほしかった	231	39.0	15.6	13.9	14.7	16.9	54.6	31.6	63
自分を責めた	236	20.8	14.8	14.4	30.9	19.1	35.6	50.0	58
運が悪いと思った	241	8.7	5.4	12.0	34.9	39.0	14.1	73.9	53
人に会いたくなくなった	236	55.9	15.7	16.5	7.2	4.7	71.6	11.9	58
どこかにいってしまいたいと思った	233	73.0	12.4	7.7	3.9	3.0	85.4	6.9	61
驚いた、信じられないと思った	242	6.2	1.7	7.0	26.0	59.1	7.9	85.1	52
妙に自分が冷静だと思った	234	17.5	16.2	44.4	15.0	6.8	33.7	21.8	60
痛みや感情を感じなかった	231	28.6	13.4	27.3	18.6	12.1	42.0	30.7	63

図表1-14: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識(財産犯被害者)

	事実の有無				事実に対する認識					(再掲)		無回答	
	合計	事実 あつた	事実 なかつた	無回答	合計	被害の 一部と は全く 思わな い(1)	被害の 一部と はあま り思わ ない(2)	どちら も言え ない(3)	被害の 一部で あると 少し思 う(4)	被害の 一部で あると 非常に 強く思 う(5)	被害と は思わ ない(1)+(2)		被害と 思う(4)+(5)
近所の人や通行人に変な目で見られた	N 229	48	181	65	44	19	5	3	10	7	24	17	4
	% 100.0	21.0	79.0		100.0	43.2	11.4	6.8	22.7	15.9	54.6	38.6	
転居した	N 223	21	202	71	20	16	2	0	0	2	18	2	1
	% 100.0	9.4	90.6		100.0	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0	90.0	10.0	
職場で配置転換があつた	N 218	19	199	76	18	14	2	0	0	2	16	2	1
	% 100.0	8.7	91.3		100.0	77.8	11.1	0.0	0.0	11.1	88.9	11.1	
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N 220	25	195	74	24	13	2	0	4	5	15	9	1
	% 100.0	11.4	88.6		100.0	54.2	8.3	0.0	16.7	20.8	62.5	37.5	
精神的ショックを受けた	N 237	181	56	57	141	9	2	3	56	71	11	127	40
	% 100.0	76.4	23.6		100.0	6.4	1.4	2.1	39.7	50.4	7.8	90.1	
家族のまとまりが乱れた	N 221	30	191	73	24	12	2	0	6	4	14	10	6
	% 100.0	13.6	86.4		100.0	50.0	8.3	0.0	25.0	16.7	58.3	41.7	
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N 222	27	195	72	26	13	2	1	6	4	15	10	1
	% 100.0	12.2	87.8		100.0	50.0	7.7	3.8	23.1	15.4	57.7	38.5	
身体の不調をきたした	N 223	61	162	71	49	13	1	2	16	17	14	33	12
	% 100.0	27.4	72.6		100.0	26.5	2.0	4.1	32.7	34.7	28.5	67.4	
生活が苦しくなった	N 225	59	166	69	51	10	2	0	12	27	12	39	8
	% 100.0	26.2	73.8		100.0	19.6	3.9	0.0	23.5	52.9	23.5	76.4	
治療費などで経済的な負担がかつた	N 223	29	194	71	26	12	2	1	2	9	14	11	3
	% 100.0	13.0	87.0		100.0	46.2	7.7	3.8	7.7	34.6	53.9	42.3	
マスコミから取材や報道を受けた	N 221	22	199	73	20	12	2	1	4	1	14	5	2
	% 100.0	10.0	90.0		100.0	60.0	10.0	5.0	20.0	5.0	70.0	25.0	
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあつた	N 224	29	195	70	24	13	4	1	1	5	17	6	5
	% 100.0	12.9	87.1		100.0	54.2	16.7	4.2	4.2	20.8	70.9	25.0	
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 239	183	56	55	127	20	17	12	44	34	37	78	56
	% 100.0	76.6	23.4		100.0	15.7	13.4	9.4	34.6	26.8	29.1	61.4	
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあつた	N 227	44	183	67	31	12	3	1	3	12	15	15	13
	% 100.0	19.4	80.6		100.0	38.7	9.7	3.2	9.7	38.7	48.4	48.4	
裁判所の手続で対応を求められることがあつた	N 224	23	201	70	19	12	2	1	2	2	14	4	4
	% 100.0	10.3	89.7		100.0	63.2	10.5	5.3	10.5	10.5	73.7	21.0	

MEMO
